

学校いじめ防止基本方針



福島県立あだち支援学校

目 次

目 次	・ ・ ・ ・ ・ P 1
1 基本理念	・ ・ ・ ・ ・ P 2
2 基本方針	
（１）いじめの定義 <具体的ないじめの様態>	・ ・ ・ P 2
（２）いじめの防止等の対策のための組織	・ ・ ・ P 3
（３）いじめの未然防止のための取組	・ ・ ・ P 3
（４）いじめの早期発見のための取組	・ ・ ・ P 4
（５）いじめに対する措置	・ ・ ・ P 4
（６）重大事態発生時の対応	・ ・ ・ P 5
（７）いじめ問題発生時の対応	・ ・ ・ P 6
①いじめ相談事案発生時の対応表	・ ・ ・ P 6
②重大事態発生時の対応	・ ・ ・ P 7
（８）年間活動計画	・ ・ ・ P 8
（９）評価と改善	・ ・ ・ P 8

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態>

※下記は一般的な例であり、本校では障がいの特性等を考慮して判断する。

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。無視する。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。

- ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
- ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
- ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
- ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長 事務長 教頭 各学部主事 保健主事 養護教諭

小学部、中学部、高等部のいじめ防止対策委員各1名

※外部専門家(校医)※必要に応じて参加を要請する。

③ 組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 児童生徒と教職員の信頼関係を構築し、一人一人の障がいの状態や発達の段階、特性を的確に把握し、児童生徒の不安や悩み、思いや願い等を的確にくみ取りながら、共感的な児童生徒理解に努め、一人一人の自己実現を図る。
- ② 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 児童生徒一人一人が安心して自分の力を発揮する場や児童生徒相互の好ましい人間関係を育成する集団づくりを工夫し、授業や行事等への主体的な参加・活躍を図るとともに、集団の一員としての規範意識や自尊感情の向上を図る。

- ④ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 各部の連携を密にし、教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童生徒、保護者に校内機関紙等を通して広く周知する。
なお、教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 「ふくしま24時間こどもSOS」や「ダイヤルSOS」「子どもの人権SOS」などの外部の相談室の周知を図る。
- ③ 児童生徒の実態や障がいの特性を踏まえてアンケート用紙を作成し、面接や定期的なアンケート調査(年2回)の実施により、児童生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ④ 児童生徒に関する情報については教職員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携し、個々の障がいの特性を考慮しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ① 各学部において、いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の調査を各学部の生徒指導部生活指導係を中心に生徒指導部職員が行うとともに、その結果について生徒指導部長を経由して校長(いじめ防止対策委員会)に報告書を提出する。
また、報告書は、「児童・生徒いじめ問題報告書」を使用し、児童生徒個々に「いじめた」「いじめられた」の感じ方(嫌なこと・恥ずかしいこと等)に差があることを考慮して、児童生徒の特性も含めて客観的かつ具体的に記載する。
- ② いじめ防止対策委員会は、行為自体は「いじめ」に該当しても、障がいの特性からくる(他害、自傷行為等)行為も考慮に入れて、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、慎重かつ厳正に判断する。
- ③ 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、本校の児童生徒の実態に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ④ いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童生徒の生命、

身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(6) 重大事態発生時の対応

① 重大事態とは

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ウ 児童生徒の保護者から、いじめられ重大事態に至ったという申立てのあったとき。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

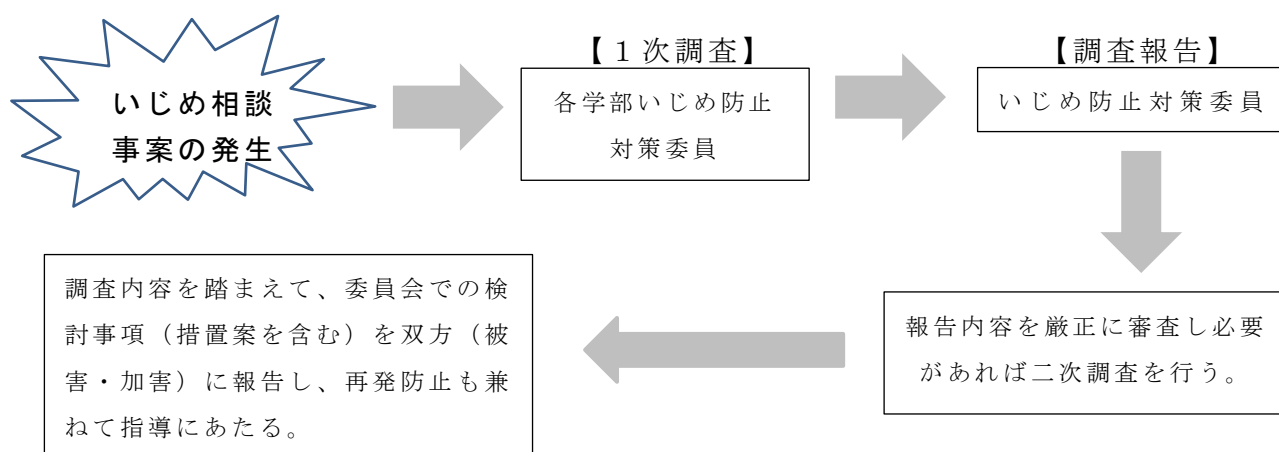
イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(7) いじめ問題発生時の対応

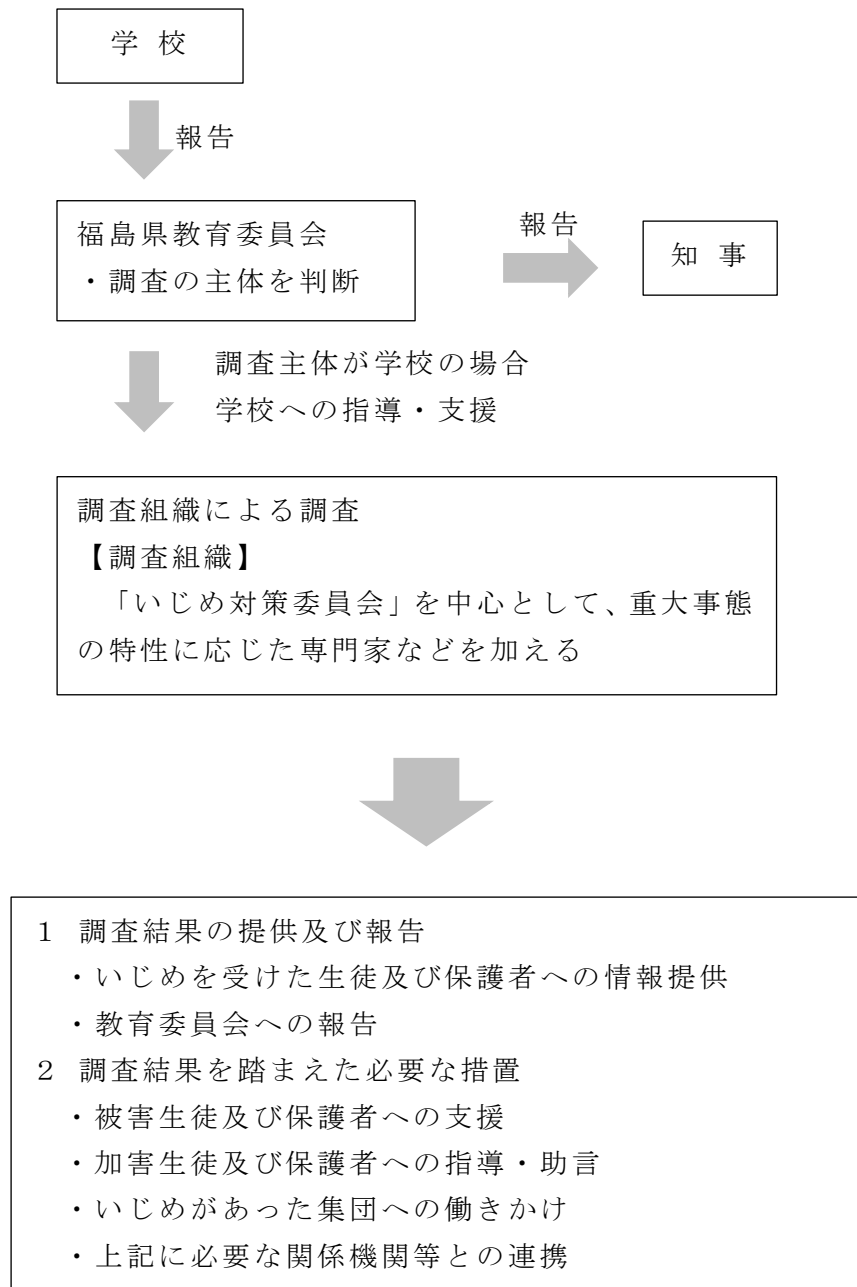
①いじめ相談事案発生時の対応表

役割 流れ	いじめ防止 対策委員会	生徒指導部	教育支援部	担任・担当
いじめ 事案の発生	当該学部生徒指導部に 第1次調査 を依頼	児童生徒の現状を報告(被害・加害)		「いじめ」の疑いを各学部担当教頭に報告 ※教頭は委員会に報告
調査および措置案の検討・決定	必要に応じて委員会による第2次調査を行う	【第1次調査】 ①個別に聞き取り調査を行う ②加害・被害の有無を報告書にまとめて委員会に提出する	①被害児童生徒および保護者への相談支援を計画 ②加害児童生徒への相談支援を計画	加害・被害の児童生徒の障がいの特性を含めた学校生活の現状を委員会に報告
【措置案の検討と提示】 いじめ防止対策委員会において、調査内容を踏まえて厳正に審査し、障がいの特性を踏まえて個に応じた措置案を検討して指導体制を整える。				
指導体制の確立	①重大事態の場合は、校長より福島県教育委員会に報告。 ②措置案を双方の保護者および児童生徒に報告。	【教務部】 ○措置を受けて時間割等の調整および連絡 【生徒指導部】 ○措置案を受けて指導方法および支援体制の確立・再発防止 【教育支援部】 ○加害・被害の児童生徒および保護者への相談支援を開始		



②重大事態発生時の対応

重大事態への対応



(8) 年間活動計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修 計画	いじめ防止 のための会 議等	評価計画
4 月		●年間計画・未然 防止対策・事後対 応につて策定 ●年間計画提示	●いじめ防 止基本方針 の確認	●第 1 回いじ め防止対策委 員会の実施	●計画、目標の 策定と提示
5 月		●第 1 回個別懇談 週間			
6 月		●第 1 回いじめに 関するアンケート 調査の実施 ●調査結果報告			
7 月	●学部集会			●第 2 回いじ め防止対策委 員会の実施	
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月	●学部集会	●第 2 回いじめに 関するアンケート 調査の実施	●教職員対 象の全体講 話の実施	●第 3 回いじ め防止対策委 員会の実施	
1 月					
2 月		●第 2 回個別懇談 週間		●第 4 回いじ め防止対策委 員会の実施	●年間評価、報 告
3 月	●学部集会	●調査結果報告		●次年度運営 計画の策定	●次年度年間 計画の作成

※ 年間を通して、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応策を講じる。

(9) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。